

平成28年10月14日

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

建設業法等の一部を改正する法律に係る「解体工事業」の新設に伴う
平成28年度赤磐市一般競争（指名競争）入札参加資格について

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）が、平成26年6月4日に公布され、建設業許可に「解体工事業」が新たな業種区分として追加されました。

平成28年6月1日の施行日以後に「解体工事業」を営む者は、「解体工事業」の許可が必要となりますが、経過措置が設けられ、施行日時点で、すでに「とび・土工事業」の許可を受けて「解体工事業」を営んでいる者については、施行日から3年間は「解体工事業」の許可を受けなくても引き続き「解体工事業」を営むことができることとされておりますので、「とび・土工事業」の平成28年度赤磐市一般競争（指名競争）入札参加資格を有する者は、「解体工事業」についても平成28年度赤磐市一般競争（指名競争）入札参加資格を有します。

経過措置について（国土交通省資料抜粋）

